



鳥取県公報

平成 30 年 7 月 10 日 (火)
第 9 0 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (439) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (4件) (440~443) (企業支援課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (2件) (444・445) (農地・水保全課) 5
	県営土地改良事業の工事の完了 (446) (東部農林事務所) 5
	公共測量の実施 (447) (県土総務課) 6
	収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所の追加 (448) (会計指導課) 6
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (449) (〃) 6
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (450) (〃) 6
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 8
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) 8

告 示

鳥取県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社薬明館	山口県岩国市南岩国町一丁目30-16	こぞくら薬局	倉吉市昭和町二丁目155	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成30年7月1日
松本 恵吾	東伯郡琴浦町大字逢東1212-1	ことうら薬局	東伯郡琴浦町大字逢東1212-1	〃	〃

鳥取県告示第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子高島屋 米子市角盤町一丁目30
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本生命保険相互会社 代表取締役 清水 博 大阪府大阪市中央区今橋三丁目5-12
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30
米子市 市長 伊木 隆司 米子市加茂町一丁目1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 日本生命保険相互会社 代表取締役 筒井 義信
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎
米子市 市長 伊木 隆司
変更後 日本生命保険相互会社 代表取締役 清水 博
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎
米子市 市長 伊木 隆司
- 4 変更年月日
平成30年4月1日
- 5 届出年月日
平成30年5月29日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成30年7月10日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第441号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ポルト米子店 米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2、1327-3、1327-4、1328、1329、1330-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典

変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典

変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅

4 変更年月日

平成30年4月1日

5 届出年月日

平成30年5月29日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成30年7月10日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第442号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

今井書店錦町店 米子市錦町三丁目90

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳 島根県松江市殿町63

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦
変更後 株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦
変更後 株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳
- 4 変更年月日
平成30年1月30日
 - 5 届出年月日
平成30年5月29日
 - 6 縦覧に供する書類
届出書
 - 7 縦覧に供する期間
平成30年7月10日から4月間
 - 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
 - 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本の学校 今井ブックセンター 米子市新開二丁目3-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳 島根県松江市殿町63
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦
変更後 株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 島根県松江市殿町63
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山717-1
変更後 株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳 島根県松江市殿町63
株式会社まちラボ 代表取締役 島 秀佳 島根県松江市殿町63
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山717-1
- 4 変更年月日
平成30年1月30日ほか
- 5 届出年月日
平成30年5月29日
- 6 縦覧に供する書類
届出書

7 縦覧に供する期間

平成30年7月10日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 西谷地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年7月10日から同月30日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農地整備事業（畑地帯担い手支援型） 中山2期地区 農業用排水・農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年7月10日から同月30日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第446号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年7月10日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
-----------	---------

県営農業水利施設保全合理化事業 今在家地区 農業用排水

平成30年5月18日

鳥取県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量 基準点測量
- 2 作業期間 平成30年7月2日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 米子市観音寺～宗像

鳥取県告示第448号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第2項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所を追加した旨の届出があったので、告示する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	追加した売りさばき場所	追加年月日
633	学校法人イナバ自動車学校	鳥取県東部自動車学校（鳥取市松並町三丁目122）	平成30年7月2日

鳥取県告示第449号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
633	学校法人イナバ自動車学校	名称	学校法人イナバ自動車学校	学校法人東雲学園	平成30年7月2日
〃	〃	売りさばき場所の名称	〃	イナバ自動車学校	〃

鳥取県告示第450号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成30年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成30年7月2日	鳥取市松並町三丁目122	学校法人東部自動車学校

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年7月10日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年8月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	5人
平成30年8月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年8月7日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成30年8月14日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年8月21日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年8月28日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年8月28日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月10日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 新鳥取県立中央病院電子カルテ端末等 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成30年5月17日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ケーオウエイ
米子市両三柳328 |
| 5 落 札 金 額 | 167,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成30年3月30日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立中央病院医療情報管理室
鳥取市江津730 |

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成30年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成30年7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

1 試験日時

平成30年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1 公立鳥取環境大学

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

- (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

4 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成30年8月24日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成30年7月30日（月）から同年8月24日（金）まで

イ 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成30年7月30日（月）から同年8月31日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県元気づくり総本部県民課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所地域振興局	米子市糺町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

試験案内及び受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成30年7月30日（月）から同年8月31日（金）まで

なお、平成30年8月31日（金）の消印があるものまで受け付ける。

エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法 試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平成30年7月30日（月）午前9時から同年8月28日（火）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersに限る。）による決済又はコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアに限る。）での払込みによる。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

6 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25
一般財団法人行政書士試験研究センター
電話 03-3263-7700

7 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って6の問合せ先に必ず相談すること。

8 合格者の発表

試験の合格者については、平成31年1月30日（水）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) にも合格者の受験番号を掲載する。